

第 106 回 新宿区住居表示審議会

平成 26 年 7 月 16 日(水)

四谷地域センター

12 階 多目的ホール

新宿区地域文化部地域調整課住居表示係

1. 開会

● 事務局

皆様、おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、第 106 回新宿区住居表示審議会を始めたいと思います。私は地域文化部長の加賀美でございます。よろしくお願い申し上げます。会を開く前に、本日の資料の確認をいたします。次第、資料①は基本委員名簿と地元委員名簿です、資料②は住居表示審議会条例です、資料③は、前回の審議会にて区長から坂町地域の住居表示について諮問をお受けいただきました。その諮問文の写しです、資料④は地元審議会がまとめた答申の案です。後程地元審議会から報告をしていただきます。資料⑤は、地元審議会での検討の経緯です。後程事務局よりご説明いたします。資料⑥坂町地域で開催した説明会についての報告です。付番はしていませんが、資料⑦は、坂町地域に全戸配付しました住居表示ニュース第 8 号、資料⑧は第 9 号です。足りない資料はございませんでしょうか。それでは、大崎会長、お願いいたします。

● 会長

はい、おはようございます。本日は、大変お忙しいところ、第 106 回新宿区住居表示審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、定足数の確認をします。本審議会は、基本委員 15 名、坂町地域地元委員 10 名の 25 名で構成され、現在 21 名が出席ですので、過半数を超えており、会議は有効に成立しています。

2. 区長挨拶

● 会長

それでは、初めに中山区長からご挨拶していただきます。

● 区長

本日はお忙しい中、第 106 回新宿区住居表示審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。昨年 8 月の第 105 回住居表示審議会にて坂町地域についての諮問をして以降、9 回に渡り地元審議会を開催し、実施案としておまとめいただいたと聞いております。坂町地域の地元委員の皆様には、この間熱心にご審議いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。その実施案をこの合同審議会でご審議いただきまして、答申を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。坂町地域の住居表示につきましては、平成 21 年 2 月 16 日の片町地域の住居表示実施以降、趣旨普及に取り組んでまいりました。複雑な町境の解消が地域の方にとって大きな課題となり、なかなか進みませんでした。平成 25 年、昨年の 4 月に住居表示の実施基準を改正しまして、町の歴史的経緯や従来のコミュニテ

ィを大切にしたい住居表示の実施を目指すことができるようになりました。法の趣旨を踏まえながらも、地域の特性を生かして、地元の方々の意見をできるかぎり取り入れ、その地域にふさわしい住居表示の実施をしてみたいと考えております。皆様本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 会長

区長、ありがとうございました。

3. 出席者紹介

- 会長

では次に、出席者の紹介を事務局からお願いします。

- 事務局

それでは、議事に入る前に、委員の皆様のご紹介をします。資料①もあわせてご覧いただきたいと思いますが、まず基本委員の方から、名簿の順にご紹介いたします。選挙管理委員会委員長の山添委員です。教育委員会委員長の白井委員です。弁護士の平田委員です。学識経験者の清水委員です。新宿商店会連合会副会長の竹之内委員です。新宿区町会連合会会長の大崎委員です。当審議会の会長をお引き受けいただいています。四谷地区町会連合会会長の犬熊委員です。同じく副会長をお引き受けいただいています。榎町地区町会連合会会長の中村委員です。新宿郵便局長の生島委員は所用でご欠席のため、第一集配営業部長の野口様が代理でご出席されています。牛込郵便局長の名取委員です。東京法務局新宿出張所長の石井委員です。新宿都税事務所長の鈴木委員です。四谷消防署の副署長の富井委員は所用でご欠席のため、総務課課長補佐の大塚様が代理でご出席されています。牛込消防署の副署長の須藤委員は所用でご欠席のため、総務課課長補佐の渋江様が代理でご出席されています。教育委員会教育長の酒井委員です。続きまして、坂町地域の地元委員をご紹介します。三浦委員です。水野委員です。多田委員です。小山委員です。今井委員です。西浦委員です。小林委員です。加藤委員です。神田委員です。福光委員です。以上でございます。

4. 坂町地域地元審議会がまとめた答申案（報告）

- 会長

では、さっそく議事に入りたいと思います。昨年8月に開催された前回第105回の住居表示審議会において、区長から坂町地域の住居表示の実施について諮問を受け、地元審議会に検討をお願いいたしました。その報告をお願いいたします。

- A委員

はい、地元審議会がまとめた、坂町地域の住居表示の実施案について報告します。資料④をご覧ください。(1)実施区域、現在の坂町の区域とする。ただし、町の境は道路の南側西側の側線を原則とする。下図のとおり。(2)町の名称、四谷坂町。(3)

街区割及び街区符号、街区符号の起点は、都心に近く都心から見て右側の街区とする。坂の上の数字が小さく、下の数字が大きくなることを原則とする。下図のとおり。(4) その他坂町の住居表示の実施に必要な事項、下記の基礎番号の付け方における特例を設ける。フロンテージは、街区の外周道路と街区内の道路等に設定する。以上です。これまでの検討の経緯についての説明は事務局からお願いします。

- 事務局

はい、それでは事務局の方から、坂町地域の住居表示の趣旨普及、これまでの経緯について、報告いたします。少し長くなりますが、ご容赦ください。坂町は新宿区の南東、四谷地域にあり、平成21年2月に住居表示を実施した片町地域の東側に隣接しています。面積0.08キロ平方メートル、世帯数約1,400、人口約2,000人、平成21年の事業所統計による事業所数145、建物数は約400棟です。平成25年4月に町の区域について現況の町境であっても住居表示を実施できるように実施基準を改正いたしました。改正後に実施する最初の地域になります。地元審議会でもとめた実施案については、A委員から報告がありましたとおりです。資料⑤をご覧ください。平成25年8月の第105回住居表示審議会でも地元委員の委嘱と区長から諮問をし、坂町地域住居表示地元審議会では9回にわたって実施案を検討しました。審議会の内容については、資料⑤のとおりです。特に街区割と町名については、慎重に時間をかけて審議を行いました。街区割の検討の最中には、地元委員の有志でまち歩きを行っていただき、街区の境界案を確認していただいています。次に資料⑥をご覧ください。地元審議会がまとめた実施案を、素案という形で、区が坂町地域の方を対象に説明会を5月9日から12日にかけて計5回開催いたしました。内容は、スライドによる素案の説明と質疑応答です。坂町の住民の方は、延べ62名の方が出席いただきました。説明会でいただいた主なご質問やご意見を紹介します。素案の町名につきましては、四谷坂町に賛成の方から、坂町が新宿区のどこにあるのかわかりやすい、歴史的経緯からふさわしいというご意見がございました。坂町に賛成の方からは、坂町のままだがよい、坂町という町名に愛着があるというご意見がありました。また、駅の名前に合わせて、四谷にカタカナのツを入れた四ツ谷坂町がよいというご意見もありました。説明会では、ご意見はそのまま地元審議会に伝えて、修正するかどうかについてご検討をしていただくことをお答えしました。素案の街区割について、番地をそのままにして号だけ整理してつければいいのかというご意見がありました。地元審議会でも番地を基本に街区設定できないかを検討し、番地の境が道路等になっていないため、住居表示の街区としてはなじまないという結論に至ったことを区から答えております。素案の街区符号について、1番と2番を入れ替えてほしいというご意見があり、町名と同じくご意見はそのまま地元審議会に伝えて、修正するかどうかについて検討をしていただくことをお答えしています。住居表示の実施について、まだご理解をいただけていない方から、住居表示を実施することに賛成か反対

かを住民全員に聞いてほしいというご意見もいただきました。また、住居表示の必要性を感じていないというご意見もありました。住居表示制度の概要と必要性について重ねてご説明し、ご理解をいただくようお願いをしたところでございます。次に資料⑦をご覧ください。住居表示ニュース第8号でございます。住居表示の実施素案については、説明会に出席されていない方にも全てお知らせするため、住居表示ニュース第8号を、説明会後に全戸配付しました。この住居表示ニュース第8号には切り取りハガキを添付しまして、この素案に対する意見をお寄せいただきました。ハガキでのご意見は40通寄せられました。資料⑧の住居表示ニュース第9号に、ハガキで寄せられた意見を分類して整理してございます。住居表示の実施に反対が4通、慎重に推進してほしいというご意見が1通でした。住居表示の実施に賛成すると書いてあったのは10通です。素案に対してのご意見につきましては、区から第9回の地元審議会に報告しまして、素案を修正するかどうかの審議を丁寧に行っていただきました。町名については、四谷坂町に賛成の意見が19通、坂町に賛成の意見が4通、ツを入れた四ツ谷坂町に賛成の意見が1通ハガキで寄せられました。地元審議会が町名に四谷坂町を選んだ理由でございますが、坂町が四谷地区にあることがわかるため、もともと四谷坂町であったが、四谷区成立により四谷区四谷坂町となってその後町名から四谷をとって坂町となり、今では四谷区が合併により新宿区になったので元に戻したいため、町名のイメージが良くなるため、四谷地域への愛着があるため、またその愛着を大事に引き継いでいきたいため、住居表示の趣旨はわかりやすい表示なので、町がどこにあるかわかりやすくなることは趣旨と合うため、四谷坂町を選びましたということです。坂町のままがよいという意見の理由の中の、「四谷をとって坂町とした年数の方が120年とはるかに長い。歴史的経緯には意味がない。江戸時代には「坂丁（坂町）」と呼ばれていたので、江戸時代の名前を後世に残したい。」というご意見がございました。地元審議会で、江戸時代から四谷坂町という町名で、明治44年に坂町に変更されていることを確認し、歴史的経緯を尊重したところでございます。「『坂町』に強い愛着があり、今のままがよい。町の名称に四谷が含まれる地域は従来通りに限定すべき。」という意見については、坂町が四谷地域にあることを大切に、また四谷を付けるとわかりやすい町名になると考えたところです。また「四谷一丁目～四丁目の町名とまぎらわしく住所の取り違いなどまで誘発しかねない。三栄町や本塩町よりも奥地に位置する坂町にだけ四谷がつくのは不自然で見苦しい。四谷と坂町が合併したとの誤解を与えかねない。」というご意見もございましたが、四谷一丁目と四谷坂町の町名が、それほどまぎらわしいとは考えられないこと、坂町は昔から四谷地区にあって、四谷の冠称をつけることは不自然ではないと判断したところでございます。街区割及び街区符号については、1番街区と2番街区を入れ替えてほしいという意見が説明会とハガキで5通寄せられ、地元審議会で、丁寧にご審議いただきました。「消防も警察も新宿通りの西から来る。2番街区は、新宿通りから1本道で通

じている。」というご意見については、住居表示の実施基準には都心に近いところを起点とするルールがあるので、警察署と消防署の位置や新宿通りを基準にするのではなく、住居表示の実施基準に則して考えたところでございます。「1番地の位置は、消防や郵便も把握している。地番において『1』と付けられたところにはそれなりの理由があると考えられる。『1』のスタート位置は簡単に変えるべきではない。」というご意見もございました。これについては、現在の地番の位置の把握については全ての番地に同じことが言えますが、地番は街区になじまないものです。また明治初頭の最初の住所では、1番屋敷は現在の5番地で素案の1番街区であったことから、素案を修正する理由とまでは言えないと判断したものです。「2番街区は都心に近い。」というご意見については、実施基準では都心に近いところとあり、素案の1番街区が位置的に一番近いことを確認したところでございます。「案の符号の並びは不自然な形になっているように見える。1番と2番を逆にした方が流れが自然。2番街区の南端は、坂町の一番坂の上に当たる。坂の上から下に向かって符定しているのであるなら2番を1番と入れ替えてほしい。」というご意見もございました。素案の1番と2番は坂町坂の頂点の東側と西側です。どちらを1番としても成り立つので、時間をかけてご審議をいただきまして、先程説明しましたとおり実施基準に都心に近く都心から見て右側を街区符号の起点とするというルールがあることから、素案の街区符号のとおりとして、修正はしないことを決定したものです。簡単でございますけれど、事務局からの説明は以上です。

5. 答申案の審議

● 会長

坂町地域の住居表示実施案をまとめるにあたっては、ご苦労もあったと思います。これまでの検討を振り返っての感想を地元審議会会長のA委員から、また地元審議会の検討にアドバイザーとして基本委員のB委員に参加いただきましたので、まずB委員からもご発言をいただきたいと思います。B委員、よろしく願いいたします。

● B委員

地元審議会にずっと参加させていただきました。委員の方々大変ご苦労していただき、特にA地元審議会会長は体調をくずされるくらいまで頑張ってください、感謝しております。特に地元の方のご意見は賛成・反対ありましたけれど、そういうものを地元委員の方はよく汲み上げていただいたと思いました。賛成の方はなぜ賛成か、反対の方はなぜ反対であるのか、それをなおよくわかっていくことで、ご苦労がありましたけれど、理解を深めていくことができました。地元委員の方々は、町会の方をはじめ地域に大変信頼されていると感じました。区の方も実によく調べてくださって、問題について細かくわかりやすく説明をしていただきました。コミュニティを大切にしていくということは、区長さんをはじめ多くの方々の考えだと思っておりますが、それは

守られたというふうに私は感じました。そういう意味で、今後の新宿区の住居表示の進行について、良い形のモデルになったと、これからもいろいろと問題が出てくると思いますけれど、今後の進行に大きな役割を果たしたのではとそんなふうに感じています。ありがとうございました。

- 会長

ありがとうございました。では、続きまして、地元委員のA委員からお願いいたします。

- A委員

坂町地域地元審議会のAです。地元審議会の会長を務めましたので、代表して私からこれまでの検討について、一言申し上げます。昨年8月に区長から委嘱をされた10名の地元委員で、この坂町にふさわしい住居表示案について、毎月1回、概ね2時間の地元審議会で非常に熱心に検討を進めてきました。番地による住所の課題については、最初は理解が及ばないこともありましたが、何度も検討を重ねていく中で理解が深まり、この住居表示の実施が、坂町全体をわかりやすくするものであると感じています。また、そうなるように、常に坂町全体のことを考えながら一生懸命検討をしまいいりました。町の名称や街区割等、たくさんの意見がありました。皆で考えて時間をかけて意見交換を重ねてきました。特に街区割の検討にあっては、地元委員の有志で、坂町の町歩きを何回かまわり、また雨の中でも行いました。私は長く町会長をしていて町の中を熟知していますが、改めて私道の奥の中までわかりやすく番号を付けることの大切さを実感することができました。検討にあたっては、意見が割れることもありましたが、私は、違う意見をお互いに丁寧に聞いて、最後に採決をするように心がけてきました。いろいろな意見が出て、そしてこの結果になりました。地元審議会が一旦まとめた案を、5回の説明会で区から住民に説明を行いました。私は全てに出席し、直接坂町住民の声を聞きました。住居表示を実施することに戸惑いを感じる人もいましたが、町がわかりやすくなって救急車が駆けつけやすくなることや、郵便物などの配達物がスムーズになることを概ね理解していただけたと思います。たまたま体調をくずして第9回の地元審議会を欠席しましたが、住民から寄せられた意見について、丁寧に審議をしてこの案をまとめました。私はこの案で坂町の住居表示の実施を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 会長

ありがとうございました。大変丁寧に時間をかけて坂町地域にふさわしい住居表示の実施案をまとめていただいたと思います。それでは早速、地元審議会がまとめたこの案について、審議に入りたいと思います。何かご質問、またはご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

- C委員

先程A委員とアドバイザーをしていただきましたB委員のお話をお伺いしまして、

坂町地域地元審議会の地元委員の方が、本当に丁寧に審議を行っていただいたというふうに感じました。町名につきましても、新宿区の実施基準は、できるだけ従来の名称を守るような立場をとっております。歴史伝統文化を踏まえ、由緒がある等々、どういふふうにふさわしい名称とするかの検討にはご苦労があったと思いますが、四谷坂町という名称は、歴史を感じますし、地域の方の親しみも深いと考えています。また、この住居表示ニュースを見てもわかりますが、坂町地域は基幹となる道路がなくて、街区割や基礎番号の付番にはご苦労があったのではないかと思いますけれど、街区の中での私道にも配慮して基礎番号を設けるといふ特例を作ったことで、大変わかりやすいものになっていると思います。従いまして、私はこの案に賛成をいたしたいと思ひます。

- 会長

ありがとうございます。それでは、D委員、いかがですか。

- D委員

はい、今お話を伺って、9回に渡る地元委員の皆さんの熱心なご討議・ご協議によりましてまとめていただいた案でございます。その陰には本当に地元の方の意見を吸い上げて、地元のニーズを吸い上げたという形で、住民の方の理解を得られるような皆さんのご努力があって、この案がまとまったのですから、私も賛成したいと思ひます。それから、住居表示に関するニュースを住民の方に9回出させていただいていますし、住居表示の素案説明会においては日にち時間を変えて5回に渡って開催していただきました。そういう形での皆さんへの周知、またご理解への努力がにじみ出ていると思ひました。ぜひこの案に賛成したいと思ひます。

- 会長

ありがとうございました。ほかにございませんか。それでは、意見も出尽くしたようですので、この地元審議会がまとめた実施案をもって、区長に答申したいと思ひます。ご異議がありませんか。

—「異議なし」の声あり

- 会長

はい、異議なしということで、それでは答申をします。

6. 答申

- 会長

事務局から答申文の配付をお願いします。事務局から答申の読み上げをお願いします。

- 事務局

それでは事務局の方から答申文を読み上げさせていただきます。平成 26 年 7 月 16 日、新宿区長 中山弘子様、新宿区住居表示審議会 会長 大崎秀夫、坂町地域の住居表示の実施に関する答申について。答申事項、坂町地域の住居表示の実施案について。(1) 実施区域、現在の坂町の区域とする。ただし、町境は道路の南側西側の側線を原則とする。下図のとおりです。2 ページ目に移りまして、(2) 町の名称、四谷坂町。(3) 街区割及び街区符号 街区符号の起点は、都心に近く都心から見て右側の街区とする。坂の上の数字が小さく、下の数字が大きくなることを原則とする。下図のとおりということで 1 番から 12 番まで付番しています。(4) その他坂町の住居表示の実施に必要な事項、下記の基礎番号の付け方における特例を設ける。フロンテージは、街区の外周道路と街区内の道路等に設定する。以上でございます。

—会長から区長へ答申文を手渡す。

- 区長

ありがとうございます。皆さん、ありがとうございます。

—拍手あり

7. 区長挨拶

- 会長

それでは、答申について、区長からご発言をお願いします。

- 区長

ただいま答申をいただきました。本当に、地元の皆様の長い間のご苦労と、それからここにおいでの皆様を決めていただきまして、誠にありがとうございます。この答申に基づきまして、30 日間の公示を経たのち、9 月の第 3 回定例区議会に提案をいたしたいと思います。坂町は、町の区域についての住居表示の実施基準を改正してから住居表示を実施する最初の地域でございます。本塩町との町境は従前のままですが、地元委員の皆様にとめていただいた実施案は、大変わかりやすく坂町地域にふさわしいものであると思います。町の名称を、四谷をつけて四谷坂町とすることは、わかりやすく、また町の歴史を大切にしたい素晴らしい町名であると感じました。住居表示の実施によって、お住まいの方はもちろん、来街者にとっても町のたたずまいがわかりやすくなり、緊急車両も目的の場所を早く探せるようになります。坂町地域がより便利になって、さらに発展していくことを願っております。これから先、実施日までの準備の段階で、坂町地域の地元委員の皆様や、東京法務局新宿出張所や新宿都税事務所をはじめ基本委員の皆様には、それぞれの専門分野でのご協力をいただくこ

とが多いと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

8. 閉会

- 会長

区長、ありがとうございました。それでは、これで第106回新宿区住居表示審議会を閉会とします。ありがとうございました。

午前10時40分開会